

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○小泉委員長 理事会で協議いたします。
次に、階猛さん。

○階委員 立憲民主党の階猛です。
本日は、質問の機会をいただきまして、誠にあ
りがとうございます。

私、党内ではネクスト財務金融大臣という立場
にあります。この委員会では、日本の国を他国か
ら守るといふ国益のために議論する場だと承知し
ております。私は、ふだん財務金融委員会で、国
民に適時適切なサービスを提供するために国家財
政を持続可能にするといふ国益を守るための議論
をしています。

そこで、本日は、今申し上げた後者の国益の観
点から、特定防衛調達に係る国庫債務負担行為に
より支出すべき年限に関する特別措置法、これに
ついて質問したいと思います。

そもそも、今申し上げました長い法律の名称、
なぜ特別措置法という名称なのでしょう。これ
は通告していませんけれども、基本的な重要なこ
となので、大臣、お答え願います。

○木原国務大臣 いわば財政法の特例を定める法
律になりますので、こういった中身をしっかりと
書くことによつてその目的、趣旨などを明らかに
する必要があったもの、そのように考えておりま
す。

○階委員 ここは、今大臣もおっしゃったとおり、
原則は予算単年度主義なんです。その例外であ
る国庫債務負担行為というのは、財政法十五条で
最長五年というのが原則です。さらに、その例外
として、国庫債務負担行為を最長十年とするとい
うのがこの法律なんです。すなわち、例外中の
例外を定めるがゆえに特別措置法なんです。こ
こはまず押さえていただきたいと思ひます。

さらに、例外中の例外だからゆえに、この法律
の有効期間は制定時に五年としました。そして、
二〇一九年に期限が到来したときも五年に限つて
延長したわけです。これも押さえておく必要があ
ると思ひます。

そして、例外中の例外ゆえに、適用対象も特定
防衛調達ということで、厳しい要件を課している
わけです。

私の資料の一ページ目を御覧になってください。
第一条に、特定防衛調達、下線部分でありますけ
れども、その定義が括弧書きの中に、これも長い
文章で読みづらいんですけども、いろいろなが
とが書いています。ポイントが幾つかありまして、
一つは防衛力の計画的な整備を行うために必要と
いうことが要件に挙がっていますね。

そこでお尋ねしますけれども、防衛力の計画的
な整備を行うために必要という要件なので、二八

年度以降、もし計画的な整備をやる予定が明らか
になつているのであれば、新たな防衛力整備計画
の具体的な中身、これを教えてほしいんですが、
いかがでしょうか。

○木原国務大臣 御指摘のこの記載につきまして
は、中長期的な防衛所要を勘案した上で、防衛力
整備計画に基づき、確実かつ計画的に調達するこ
とが不可欠な装備品等が長期契約の対象となり得
ることを示しているものであります。

その上で、お尋ねの二八年度というのは二〇二
八年度以降、つまり令和十年以降の整備計画に
つきましては、令和五年度から九年度の五年間に
おける集中的な整備を適正に勘案した内容とし、
令和九年度の水準を基に安定的かつ持続可能な防
衛力整備を進めることとされています。

いずれにしても、令和十年以降、二〇二
八年度以降についても、その時点における国際情
報等を勘案しつつ、我が国を将来にわたり守り抜
くため必要な防衛力の整備を持続可能な形でしっ
かりと行つていくこと、そういう考えであります。
○階委員 ということは、二八年度以降の防衛力
整備計画はまだ定まっていない段階だと思ひます。

その段階で、長期契約によつて二七年度までの
四十三・五兆円という枠があるかと思ひます。こ
れは二ページ目に、防衛省の資料から抜粋したも
のですけれども、上から四、五行目ぐらいですか
ね、一方で、新たに事業を開始するために結ぶ契
約額（物件費）の五年間の合計は、四十三・五兆
円程度ですというふうにあるわけです。二八年度
こういう定めがある中で、本法案が仮に成立し

悪化しているんですよ。いいですか、二ページ目、もう一回この図を見てください。

五年ごとに、防衛力整備計画、前はちよつと名前が違いましたけれども、五年ごとに計画がありますよね。前の五年間が終わったところで、後年度負担は幾らあったかというところ、この図の真ん中にある部分の左隅の直角三角形、これ、五兆円だったんですよ。それが今回の五年を終ると、右側に、直角三角形、大きくなっていますよね、十六・五兆円。それが将来の財政硬直化を生むということは分かりますよね、大臣、それは認めますよね。五兆円が十六・五兆円になれば、その分、財政は運用の自由を失って硬直化するということは認めますでしょう、大臣。これは、認めるということをお答えいただければ結構ですよ。

○木原国務大臣 それ以前は中期防衛力整備計画と申し上げておりました。

おっしゃるとおり、その時点での後年度負担五兆円という、この図の示したとおりであります。この図の示すとおり、それが単純に十六・五兆円に、三倍に増えているということからすると、財政硬直化というワードは使いませんが、使いたしません、単年度予算の中でそういった変化、しかしながら、防衛予算全体としてはこれは増えていく傾向に、毎年、これはもう既に今回の防衛力整備計画の中でも今回増えていくということになりますので、財政硬直化というふうな表現はいたしません、しかし、そういう現実を踏まえた上で、予算の効率化に向けてしっかりと対応していきたいと思っております。

○階委員 財政硬直化と御自身がおっしゃったから私も聞いたんですよ。変化じゃなくて悪化ですよ、どう見たって。防衛省の図で明らかになっていきますよ、いいですか。

それで、もし、その財政硬直化という言葉を使わないと言うんだったら、この十六・五兆円、これは、この五年間が終わった後に返済していくものですよ、十六・五兆円。どういうスケジュールで支払いを行っていくのか。二〇二八年度以降、この十六・五兆円を年度ごとに幾らずつ返していくのか、これを明確にお答えください。

○木原国務大臣 この御指摘の十六・五兆円につきましては、令和十年年度以降に支出していくことに当然なっております。

各年度における支出額については、これはもう政府としては現時点では決定しておりませんので、お示しすることはできないということとは御理解いただきたいと思います。

○階委員 これはおかしいじゃないですか。金額だけ決まって返す当てもない。こんな、家計だったらあり得ないですよ。将来の返済のスケジュールもはっきりしないで借りるんですか。それこそ、財政硬直化どころか財政破綻しますよ、そんなのでは。おかしいじゃないですか。十六・五兆円の返済スケジュール、これは長期契約をしているわけだから分かるでしょう、毎年幾ら支払いが発生するか。それを出してくださいよ。これからだって、四十三・五兆円の枠の中で契約すると言っているわけだから、いつ何を買うかというのも大体分かるでしょうから、この十六・五兆円とい

う金額がもう明らかになっているのであれば、その返済が、二〇二八年度以降、毎年幾らずつあるか、これはちゃんと数字を出してください。

これは、委員長、お取り計らいをお願いします。

○小泉委員長 理事会で協議したいと思えます。

○階委員 大臣、このいいかげんなことでは、やはり、私も、財政、金融を見ている立場から、到底、この法案の恒久化には納得できないわけですよ。気になるのは、この十六・五兆円を返しながら、二〇二八年度以降は新たな防衛需要にも対応していかなくちやいけないということになるわけですね。

そこで、三ページ目を御覧になってください。これは右側におなじみの図ですよ。これから段階的に防衛予算を増やしていったら、令和九年度、二〇二七年度には、防衛増税なども行って八・九兆円程度に予算を膨らませますということなんです、二八年度からは、先ほど来申し上げているとおり、十六・五兆円の返済負担もかかってくるわけです。八・九兆円で足りるんですか、お答えください。

○木原国務大臣 防衛力整備計画においての将来の防衛費の水準については、令和九年度の防衛関係費については八・九兆円程度とするとともに、その後の整備計画については、令和五年度から九年度の五年間における集中的な整備を適正に勘案した内容として、この五年の最終年度の令和九年度の水準というのを基にして、安定的かつ持続可能な防衛力整備を進めることというふうにされております。

この点で、今回の防衛力整備計画での相当数の装備品や部品の整備を行うために、令和十年度以降は安定的かつ持続可能な防衛力整備を進めることが可能であるというふうに考えています。そのために、前倒しで、五年度、六年度、かなり寄せてきているということでございますので。こういうことを踏まえれば、防衛関係費の規模を持続可能な水準とできるもの、そういうふうな計画をしております。

さらに、前中期防期間中には、様々な効率化努力によつて、結果として一・七兆円程度のコスト縮減が実際に図ることができました。このような取組を今後も実施してまいりますし、いずれにしても、令和十年度以降についても、その時点での国際情勢等を勘案しつつ、我が国を将来にわたリ守り抜くために必要な防衛力の整備、これを持続可能な形でしっかりと行っていく、そういった考えでございます。

○階委員 いずれにしても後は、質問の答えになっていないんですよ。

私が聞いたのは、令和九年度八・九兆円程度という予算を見込んでおりますが、その水準でその後もずっと維持できると考えているんでしょうか。ゆめゆめ防衛増税というのは再度なされることはないかと信じておりますけれども、そうしたことで、八・九兆円じゃ足りなくなつたから国民負担をお願いしますなんというのではないかと断言できますか。お答えください。

○木原国務大臣 国際情勢を鑑み、我が国の領土、領海、領空を守るといふことは、これはあくまで

も我が国だけで考え得ることではなくて、相手があつての領土、領海、領空、そして主権、独立を守るということになるかというふうに思いますが、一概に、十年度以降について、現時点でこれを断定的に断定をするということは、これはなかなか、なかなかというか、これは誰しもが難しい判断になつてくると思います。

○階委員 正直な答弁ですよ。先のことは分からない。先のことは分からないから、恒久法なんかできるわけじゃないですか。

恒久法を下手にやると、将来防衛費を膨らませる必要ができましたというときに、国民に増税をお願いできないから、これは借金、防衛ローンでやりましょうという話になりかねないんですよ。今までの岸田政権、自公政権の体質からすると。だから私は恒久法は駄目だと言っているんですよ。いいですか。将来防衛需要がどうなるか分からない、そうであればあるほど、防衛増税を今から恒久化するのはいやめてくださいということをおっしゃるんです。

次の防衛整備計画が見えてきた段階で、この法案もまた議論すればいいじゃないですか。なぜそうしないんですか。お答えください。

○木原国務大臣 まさしく、本当に、昨今の国際情勢です。

我が国の防衛予算というものは、周辺の諸国の状況に応じて、いわゆる軍事的なバランス、あるいは日米同盟や同志国との関係、そういったもの、様々な要素を勘案しながら防衛予算というのは決定していくし、そして、防衛力整備計画、いわゆ

る三文書が策定されたわけでございます。

その結果は、もうこのままではいけないということ、令和五年度から九年度までにおいて相当数の整備を、今から整備をしておかないと合わない。高度な装備品というのは調達に非常に時間がかかる。したがって、また、非常に我々は、装備品を持つていなければならないけれども、可動数が限られて、共食いといって、お互いに潰し合うような、そういう状況にも一部あつた。ですので、そういった経費の増加を抑制できる仕組みと同時に、施設整備においても集中的に実施する。

そんなことを踏まえて、令和十年度以降でありますけれども、今回、この五年間で集中的に投資、そして防衛産業にしっかりと協力していただくことによつて、十年度以降は安定的かつ持続可能な防衛力を整備することが可能である、そういうふうにお考えしております。

もうこれも、昨今の国際情勢を鑑みると、今の時点で必要な装備品の調達としてそれ以降の維持整備をするということ、こういったことを計画的に行うということ、こういうことを考えた場合に、今回、長期契約法の恒久化というのは非常に有効な手段であるし、そして防衛産業というのが、欧米と違って、日本の場合は軍事部門というのが非常に小さいですね。（階委員「委員長、質問に答えていないです。端的に答えるように指示してください」と呼ぶ）

○小泉委員長 今答えていますので、ちょっと最後まで聞いてあげてください。

○木原国務大臣 欧米の防衛産業というのは、非

常に防衛部門が、それが主たる、販売の大宗を占めるということ、そういった違いもあり、しっかりと防衛産業あるいは装備品というのを、これは防衛力そのものでありますから、そういったことを確実に契約をし、そして我々にそういった装備を提供してもらおう、そういう手段として今回長期契約法を恒久化するという、これによって防衛産業も将来の見通しが立つということにもつながっていく、そういうことで今回恒久化を提案させていただきます。

○階委員 全然私の質問に答えていないです。私は長期契約を否定しているわけじゃないですよ。恒久化を否定しているんですよ。

調達の話をいろいろされてきましたけれども、あくまで今できるのは四十三・五兆円の範囲だ、って先ほどおっしゃったじゃないですか。その部分は長期契約していいと我々も言っているんですよ。問題は、その先が明らかになっていないのに、なぜその先のところまで長期契約をできるような恒久法案にするのかということ、聞いていますよ。ちゃんと質問に答えてください。

○木原国務大臣 実際に、これまで五件の長期契約法における、今、いずれも、その縮減効果やまた調達安定効果、これは確認をされたわけであります。さらに、今回、その長期契約法を恒久化することによって、装備品等の調達に係る課題というのは将来に続くわけですから、それによって私に解決できる道筋が立ってくる、そういうふうを考えております。

○階委員 恒久化すればなぜ期限法のとときよりも

効果が増すのか分からないんです。恒久化してもしなくても、今回長期契約を結ぶのはあくまで四十三・五兆円の枠の中だということ、さつき大臣、答弁したんですよ。四十三・五兆円の中で長期契約を結べるようにすれば必要十分なのではないかと言っているわけですよ。恒久化する説明は全くできていないと思いますよ。

言っている意味が分かりませんか。恒久化する理由は全く説明できていないと思いますが、いかがでしょうか。

○木原国務大臣 昨今の装備品が高度化、複雑化してコストが上昇しているということをお話をしました。そして、防衛産業の撤退の可能性ということも昨今の経済情勢にもあるということ、そして、もしそういうことになれば、部品の供給途絶になる、あるいは調達の断念に迫り込まれるということ、そういった課題が今現在存在している中で、今回長期契約法というのは非常に機能した。

しかし、さらに、昨今の情勢、AI技術を含めて、またサイバー等を含めて、非常に多様化また複雑化している中で、発注から、実際、調達するまでに非常に長い時間がかかるということ、踏まえて、企業の子測可能性なども踏まえて、より将来にわたり続く現行のそういったリスクを踏まえると、この恒久化というのが、これは非常に適した手段ではないか、そういうふうには考えます。

○階委員 全然説明になっていないですよ。恒久化の理由にはなっていないですから。やはりちゃんとその辺は考えた上で恒久法を出すべきだと思いますよ。

それで、先ほどからコスト削減につながるみたいなことをおっしゃっていただけますけれども、この一ページ目の要件の中で、当該調達に要する経費の縮減、その後ちよっと省略して、縮減に特に資するものというくだりがありますよね。縮減に特に資するかどうかというのはどのように判断するんですか。

○木原国務大臣 当該調達に要する経費の縮減に特に資するものか否かというのは、これは、長期契約によらず調達した場合の金額と長期契約によって調達した場合の金額、この差を算出をして縮減効果が見込まれるか否かということを判断するということとなりますが、装備品や役務の長期契約について言えば、例えば原価計算方式によって契約を行う予定のものについては、長期契約によらず調達した場合と長期契約によって調達した場合のそれぞれについて、直接材料費であるとか加工費、直接経費、GCI P等という、そういった原価計算方式の計算項目ごとに算定した金額を合計して比較をしているところ、そういうこととなります。

○階委員 短い期間で契約した場合と長期間で契約した場合で、それぞれ原価計算方式でコストを算定した上で両者の比較をした差額が縮減効果だということ、それを見ると話だと思っておりますが、今大臣がお話しになった原価計算方式、これについて財政制度審議会が指摘されていますね。

四ページ目を御覧になってください。「原価計算方式」等の課題」ということで……（発言す

る者あり）ちよつと静かに。静かにしてください。

○小泉委員長 静かにしてください。

○階委員 原価計算方式、二行目ですけれども、「その仕組み上、物価上昇時や円安時には部品や部材等をはじめ製造原価が上昇するため、GCI P率を乗じることにより装備品の価格上昇が増幅される。また、海外装備品のライセンス生産や輸入部品を用いて国内生産を行う装備品については、海外の物価上昇による増幅効果は大きくなる。」
「また、受注企業にとっては、製造原価が上昇するほど、GCI P等を通じた利益が増加することから、企業による自発的な価格低減インセンティブを低下させる要因にもなりうる。」
「こういう問題を指摘しています。」

GCI Pというのは、五ページ目にありますけれども、GCというの是一般管理及び販売費ということ、これはまず製造原価を出した上に、それに一定のGC率というのを掛けて導きますので、製造原価が上がれば、それに比例してここも増える。それから、GCI PのIは利子で、これも原価が上がれば比例的に増える。利益の方も同じことです。利益はPですけれども。

ということ、原価計算方式について財政審から非常に問題があるということを指摘されていますが、これに対してどう対応したんでしょうか、教えてください。

○木原国務大臣 財政制度等審議会においては、原価計算方式の構造上、二つの指摘を、大きく二つの指摘というふうに考えておりまして、一つ目は、企業による自発的な価格低減インセンティブ

を低下させている可能性があるということ、そして大きな二つ目は、原価の適正性の確保と原価の低減を図る必要がある、そういったことかと思っております。

まず、二番目につきましては、防衛省では、装備品の調達に際し、企業から提出された見積資料あるいは過去の調達実績、下請企業への発注価格などをよく精査し、価格の妥当性の評価を行っておりますが、今後は、コストデータバンクの導入によって、より精緻に妥当性の評価を行っていくということとしております。

それから、一つ目の指摘につきましては、今年度からは、企業による品質確保の取組やコスト低減などの取組を評価し、企業側の利益に直接反映させるQC D評価、クオリティー、コスト、デリバリーですね、品質、費用、納期の評価を行っており、企業側の価格低減インセンティブが働くよう、そういったことを努めているところでございます。

○階委員 原価が適正かどうか、それとコストカットのインセンティブが働くかということ、これは重要なポイントなんですが、過去には、この五ページ目の表でいいますと、加工費というのが左側の上から二つ目に、工数掛ける加工費率というものを掛け合わせて導くことになっていきますよね、加工費。この工数を事業者の方が偽って過大な請求をされていた事案があったんですよ。会計検査院がそれについて是正を指摘していますよね。御存じですか、それ。大臣、知っていますか、お答えください。知っているか知らないかだけで。

○木原国務大臣 会計検査院等の指摘については存じ上げております。（階委員「知っていますか」と呼ぶ）はい、知っています。

○階委員 それを踏まえて、加工費が過大に見積もられないようにするためにどのような対応を取ったんですか。今紙を出されて答えられないで、知っているんだつたら見ないで答えてください。知っているんですよ。知っているとおっしゃったから、見ないで答えてください。別に細かいことは聞いていないですよ。（発言する者あり）注意してくださいよ、関係ないこと言わないでください。

○小泉委員長 発言は止めてください。あと、発言に対しては反応しないでください。

○木原国務大臣 対策としては、ですので、コストデータバンクを活用するというのを先ほど申し上げたところであります。

○階委員 指摘がされたのは平成の二十六年度ぐらいなんです。そのときにどうしたかということをお聞きしたかったんですよ、知っていると云われたから。

それから、コストカットのインセンティブ、これは働かないという議論でそれをどうするかということをお話しされましたけれども、これは逆に、長期契約ですから、一旦契約が定まった後、それこそ工数ですね、作業にかかる時間を減らしたりとかすれば、逆に、もらえる金額は決まっているわけだから、工数を減らしてコストカットしていけば、むしろ手取りが増える、手元に残るお金が増えるという意味で、必ずしも契約後はコストカットのインセンティブは働かないということ

はないと思うんです。むしろ、それを踏まえると、長期契約であればあるほど、そうやって企業がコストをどんどんカットして、当初防衛省が見込んでいたよりも利益が過大に企業側に残ることも考えられます。

こうしたことについて、例えば価格を見直すための契約方法とかあると思うんですよ。これは会計検査院、詳しいと思いますけれども、そうした一旦決めたら価格を動かさないのではなくて、これは準確定契約というそうだけれども、そういった、途中で状況が変わったならば価格を変えろといったような契約を結んだりということは検討されているんじゃないでしょうか。お答えください。

○木原国務大臣 長期契約による装備品の調達に際しては、価格の妥当性というのがありますので、その妥当性を評価した上で契約金額をその妥当性を基に当初に確定すること、これが基本としております。業界では基本としていますが、しかし、輸入品が含まれるという場合があります、材料の中に。そういった為替変動の影響というのは、当然、そうすると受けるわけでありまして、実際にかかった費用というのを確認した後には契約金額を見直して、最終的には確定をするということ、そういうプロセスがあります。

防衛省としては、引き続き適切な価格算定に努めていくということになります。

○小泉委員長 申合せの時間が来ておりますので、結論をお願いします。

○階委員 あと一問だけお願いします。最後に、会計検査院、来ていただいています、

どちらでしょうか。

これまでの特定防衛調達について、契約対象や縮減額の妥当性を検査していますか。お答えください、端的に。

○小泉委員長 もう時間が来ていますので、一言で終わらせてください。簡潔にお願いします。

○長岡会計検査院当局者 お答えいたします。

防衛省における装備品の調達につきまして、会計検査院は、これまで多角的な観点から検査を実施してきております。

いわゆる長期契約法に基づいて公表されております特定防衛調達に係る契約につきまして、検査報告に掲記した事項はございませんが、装備品の調達につきましては、国会での御議論等も踏まえながら、引き続き適切に検査を行ってまいりたいと考えております。

○小泉委員長 申合せの時間です。

○階委員 これで質問を終わりますけれども、会計検査院は、特定防衛調達に特化した検査を行っていないんですよ。ですから、恒久化することは時期尚早であるということを最後に申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。